

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）実施要領

平成27年5月21日	初等中等教育局長裁定
平成28年10月4日	一部改正
平成29年8月1日	一部改正
平成30年8月16日	一部改正
平成31年4月1日	一部改正
令和2年3月10日	一部改正
令和2年3月16日	一部改正
令和2年3月24日	一部改正
令和2年7月3日	一部改正
令和3年2月4日	一部改正
令和3年4月1日	一部改正
令和4年2月28日	一部改正
令和4年4月18日	一部改正
令和4年8月2日	一部改正
令和5年2月10日	一部改正
令和5年6月26日	一部改正
令和5年11月14日	一部改正

（通則）

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第23条の規定に基づき、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容

教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）は、次の取組により実施する事業とする。

- ① 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備
（内容については、別紙1のとおり）
- ② 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援
（内容については、別紙2のとおり）
- ③ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援
（内容については別紙3のとおり）
- ④ 認定こども園等の業務体制への支援
（内容については別紙4のとおり）
- ⑤ 園務改善のためのICT化支援
（内容については別紙5のとおり）

2. 交付額の算定方法について

ア. ①～⑤（2. イ、ウ、エを除く。）に係る交付金の額については、交付対象経費の1/2以内とする。なお、交付基準額等については、別紙1～5のとおりとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切

り捨てるものとする。

イ. ①の整備を幼稚園が行う場合、交付金の額については、交付対象経費の1/3以内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ウ. ①のうち、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費に係る交付金の額については、公立幼稚園は設置者の事業費（交付対象経費）の1/2以内、私立幼稚園は都道府県の事業費（交付対象経費）の1/2以内とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

エ. ⑤に係る交付金の額については、交付対象経費の3/4以内とする。なお、交付基準額等については、別紙5のとおりとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 財産処分の制限等

都道府県及び学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第18条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

4. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

5. 教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

6. 留意事項

- ・上記の各取組間及び、③保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援については、こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金による支援事業と連携を図ること。
- ・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

7. 電磁的方法による提出・通知等

- ・本要領に基づく報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。
- ・本要領に基づく通知その他文部科学省から連絡するもの（以下「通知等」という。）については、都道府県が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

附則（平成30年8月16日 30文科初第713号）

この要領は、平成30年8月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則（令和2年3月10日 元文科初第1661号）

この要領は、令和2年3月10日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月16日 元文科初第1719号）

この要領は、令和2年3月16日から施行し、令和2年2月27日から適用する。

附則（令和2年3月24日 元文科初第1785号）

この要領は、令和2年3月24日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附則（令和2年7月3日 2文科初第488号）

この要領は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則（令和3年2月4日 2文科初第1649号）

この要領は、令和3年2月4日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

附則（令和3年4月1日 2文科初第2121号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年2月28日 3文科初第2061号）

この要領は、令和4年2月28日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附則（令和4年4月18日 4文科初第271号）

この要領は、令和4年4月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和4年8月2日 4文科初第1021号）

この要領は、令和4年8月2日から施行する。

附則（令和4年2月10日 4文科初第2050号）

この要領は、令和5年2月10日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

附則（令和5年6月26日 5文科初第648号）

この要領は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則（令和5年11月14日 5文科初第1454号）

この要領は、令和5年11月14日から施行し、令和5年度事業において適用する。

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

1 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）並びに認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等及び認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

(3) 実施要件

- ① 対象となる施設は、認定こども園等であること。
- ② 対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

ア 免許取得にかかる受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。

(ウ) 大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

イ 代替幼稚園教諭雇上費

こども家庭庁所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下、「対象幼稚園教諭」という。）の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教

諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること。

（４）支払い

免許取得にかかる受講料等は、対象者が幼稚園教諭免許状を授与され、認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、原則免許取得後１年以上対象施設に勤務すること。

代替幼稚園教諭雇上費は、対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後、支払うことができる。

3 交付基準額・負担割合

（１）交付基準額

① 免許取得にかかる受講料等

本事業の対象となる者１人につき、免許取得に要した経費の１／２を交付対象とし、１００千円を上限とする。

② 代替幼稚園教諭雇上費

１日当たり ７,４４０円

（２）負担割合

国 １／２、都道府県・指定都市・中核市 １／２

4 対象経費

免許取得に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。）及び上記経費の消費税並びに幼稚園教諭の代替に伴う雇上費とすること。

5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、免許取得に係る科目等の受講の開始日の属する年度中に、実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。